



愛媛県報

発行 愛媛県

令和4年8月30日火曜日 第337号

◇ 目 次 ◇ 告 示

医療機関の指定..... (保健福祉課) ... 709
 指定医療機関の廃止の届出..... (") ... 709
 介護機関（居宅介護事業者）の指定..... (") ... 709
 指定障害児通所支援事業者の指定..... (東予地方局地域福祉課) ... 709
 指定障害児通所支援事業の廃止..... (") ... 710
 指定障害福祉サービス事業者の指定..... (") ... 710
 指定障害福祉サービス事業の廃止..... (") ... 711
 土地改良区役員の就退任の届出..... (東予地方局農村整備課) ... 711
 開発行為に関する工事の完了..... (中予地方局建築指導課) ... 711
 道路の区域変更（県道直瀬洪草線）..... (中予地方局久万高原土木事務所) ... 711
 瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可申請の概要..... (南予地方局八幡浜支局環境保全課) ... 712
 瀬戸内海環境保全特別措置法第8条による特定施設の構造等の変更の許可申請の概要..... (") ... 715
 道路の区域変更（県道宇和野村線）..... (南予地方局西予土木事務所) ... 716
 道路の供用開始 (") (") ... 716

告 示

○愛媛県告示第913号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療機関を次のように指定した。

令和4年8月30日

愛媛県知事 中村時広

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
松本クリニック	西条市大町加茂新地1183番地4	令和4年7月1日

○愛媛県告示第914号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から次のように廃止した旨の届出があった。

令和4年8月30日

愛媛県知事 中村時広

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
功齒科医院	西条市大町646-9	平成30年3月31日

○愛媛県告示第915号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（居宅介護事業者）を次のように指定した。

令和4年8月30日

愛媛県知事 中村時広

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
日本調剤株式会社	東京都千代田区丸の内1-9-1	日本調剤 西予薬局	西予市野村町野村11-68-2	令和4年5月1日

○愛媛県告示第916号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者を指定した。

令和4年8月30日

愛媛県東予地方局長 山本泰士

事業者番号	指定障害児通所支援事業者			指定障害児通所支援の種類	指定障害児通所支援事業所		指 年 月 定 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3850600325	七色ゆめ工房株式会社	愛媛県西条市大野395番地13	高 正 剛	児童発達支援	なないろ・mic	愛媛県西条市丹原町丹原80番地3	令和3年11月15日
3850600325	七色ゆめ工房株式会社	愛媛県西条市大野395番地13	高 正 剛	保育所等訪問支援	なないろ・mic	愛媛県西条市丹原町丹原80番地3	令和3年11月15日
3850200456	特定非営利活動法人ヘレン	愛媛県東温市田窪2232番地20	浅 海 清 仁	放課後等デイサービス	ヘレンキッズ	愛媛県今治市玉川町榎木甲6番地6	令和3年12月1日
3850600218	有限会社 キャンパス	愛媛県西条市丹原町池田1651番地1	宇 佐 裕 次	保育所等訪問支援	保育所等訪問支援 きゃんぱす	愛媛県西条市飯岡3798番地1	令和3年12月1日
3850200464	株式会社イクシオ	愛媛県松山市中村一丁目2番26-1号	高 田 一 生	放課後等デイサービス	放課後等デイサービス キート 今治南クラス	愛媛県今治市八町東二丁目4番8号	令和4年3月1日

○愛媛県告示第917号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定により、指定障害児通所支援事業者から次のとおり指定障害児通所支援事業を廃止する旨の届出があった。

令和4年8月30日

愛媛県東予地方局長 山 本 泰 士

事業者番号	指定障害児通所支援事業者			指定障害児通所支援の種類	廃止に係る指定障害児通所支援事業所		廃 止 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3850500376	一般社団法人 稲井学園	愛媛県新居浜市船木甲4879番地の3	稲 井 崇	児童発達支援	児童発達支援 オールマイティ	愛媛県新居浜市船木甲4879番地の3	令和4年1月31日
3850500376	一般社団法人 稲井学園	愛媛県新居浜市船木甲4879番地の3	稲 井 崇	放課後等デイサービス	放課後等デイサービス オールマイティ	愛媛県新居浜市船木甲4879番地の3	令和4年1月31日
3850600168	社会福祉法人 あおい会	愛媛県西条市古川江内甲120番地1	菅 野 良 昭	児童発達支援	めばえ	愛媛県西条市飯岡字谷坪3471番地1	令和4年3月31日
3850600168	社会福祉法人 あおい会	愛媛県西条市古川江内甲120番地1	菅 野 良 昭	放課後等デイサービス	めばえ	愛媛県西条市飯岡字谷坪3471番地1	令和4年3月31日

○愛媛県告示第918号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定した。

令和4年8月30日

愛媛県東予地方局長 山 本 泰 士

事業者番号	指定障害福祉サービス事業者			指定障害福祉サービスの種類	指定障害福祉サービス事業所		指 年 月 定 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3810201032	特定非営利活動法人 続ける力	愛媛県今治市桜井三丁目9番5号	山 崎 昭 人	就労継続支援 B型	エコステーション 未来	愛媛県今治市桜井三丁目9番5号	令和3年10月1日
3820500811	特定非営利活動法人 あえる	愛媛県新居浜市本郷一丁目11番35号	白 石 栄 子	共同生活援助	グループホームまぜ	愛媛県新居浜市郷四丁目9番43号	令和3年10月1日
3810500862	株式会社千手	神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目2番地15 パレアナビル807	長谷川 賢 治	就労継続支援 A型	ラムール	愛媛県新居浜市坂井町2-5-26 ステーションヒルズ101号室	令和3年10月1日
3810201040	有限会社舞花	愛媛県今治市郷本町一丁目2番36号	鈴 木 孝 年	居宅介護	居宅介護事業所 舞花	愛媛県今治市萱社町二丁目2番43号	令和3年11月1日
3810600878	社会福祉法人 宗友福祉会	愛媛県松山市中野町甲640番地	丹生谷 孝 之	生活介護	未来翔	愛媛県西条市下島山甲1429番地1	令和3年11月1日
3810600860	株式会社クラッチ	愛媛県松山市木屋町二丁目3番地6 イーエヌマンション1F	渡 邊 泰 正	就労継続支援 A型	クラッチ西条店	愛媛県西条市中野甲598番地1	令和3年11月1日
3810200323	合資会社らくらく介護	愛媛県今治市常盤町二丁目7番地3	眞 部 隆 文	行動援護	らくらく	愛媛県今治市旭町一丁目3-6	令和3年11月1日
3810201057	特定非営利活動法人ヘレン	愛媛県東温市田窪2232番地20	浅 海 清 仁	短期入所	グリーンゲープル	愛媛県今治市玉川町榎木甲6番地6	令和3年12月1日

3820200958	特定非営利活動法人へレン	愛媛県東温市田窪2232番地20	浅海清仁	共同生活援助	グリーンゲープル	愛媛県今治市玉川町摺木甲6番地6	令和3年12月1日
3810600738	有限会社サン電子	愛媛県西条市飯岡尻川3972番地1	竹久保洋子	行動援護	マーカバの輪ヘルパーズ	愛媛県西条市飯岡2434番地29	令和4年1月1日
3811300700	一般社団法人笑結	愛媛県四国中央市土居町小林693番地	曾我部友貴	行動援護	ヘルパーステーションましる	愛媛県四国中央市土居町小林693番地	令和4年3月1日
3811300759	合同会社 陽気FARM	愛媛県四国中央市土居町野田甲1498番地	合田勇一郎	就労継続支援B型	えがお畑	愛媛県四国中央市土居町野田甲1498番地2	令和4年3月1日

○愛媛県告示第919号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービス事業を廃止する旨の届出があった。

令和4年8月30日

愛媛県東予地方局長 山本泰士

事業者番号	指定障害福祉サービス事業者			指定障害福祉サービスの種類	廃止に係る指定障害福祉サービス事業所		廃止年月日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名称	所在地	
3810600381	株式会社 絆	愛媛県西条市中西404番地1	秋山真澄	居宅介護	ヘルパーステーション絆	愛媛県西条市中西404-1	令和3年12月31日
3810600381	株式会社 絆	愛媛県西条市中西404番地1	秋山真澄	重度訪問介護	ヘルパーステーション絆	愛媛県西条市中西404-1	令和3年12月31日
3810600381	株式会社 絆	愛媛県西条市中西404番地1	秋山真澄	行動援護	ヘルパーステーション絆	愛媛県西条市中西404-1	令和3年12月31日
3810200505	特定非営利活動法人ぼこあぼこ・はあと	愛媛県今治市波止浜145番地1	高橋亜土	就労継続支援B型	リアン	愛媛県今治市波止浜145番地1	令和4年3月31日
3810600290	社会福祉法人 いしづち会	愛媛県西条市丹原町高松甲1887番地2	西村孝志	就労継続支援B型	就労継続支援B型事業所 西条福祉園	愛媛県西条市丹原町高松甲1887番地1	令和4年3月31日

○愛媛県告示第920号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、新居浜市松神子土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

令和4年8月30日

愛媛県東予地方局長 山本泰士

退任

役員の種類	氏名	住所
理事	佐々木章文	新居浜市垣生2-7-5

○愛媛県告示第921号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

令和4年8月30日

愛媛県中予地方局長 大北秀

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
4中局建（開）第18号 令和4年8月19日	伊予郡松前町大字中川原字木下584番7、584番8	松山市朝生田町5丁目3番28号 福泉ビル405号 岡田正夫 岡田扶美子

○愛媛県告示第922号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和4年8月30日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	直瀬芳草線	上浮穴郡久万高原町相の峰784番1から 同町相の峰786番1まで	旧	メートル 2.7~10.9	キロメートル 0.420	
		上浮穴郡久万高原町相の峰784番2から 同町相の峰786番4まで	新	7.1~28.5	0.420	

○愛媛県告示第923号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県八幡浜保健所及び伊方町役場において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

令和4年8月30日

愛媛県八幡浜保健所長 竹 内 豊

1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名

伊方町長 高門 清彦

西宇和郡伊方町湊浦1993番地1

2 事業場の名称及び所在地

伊方町健康交流施設 亀ヶ池温泉

西宇和郡伊方町二見甲1289番地及び甲1310番地1

3 特定施設に関する事項

(1) 入浴施設No.3

特定施設の種 類	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号。以下「政令」という。）別表第1第66号の3 旅館業の用に供する施設 ハ 入浴施設
特定施設の能力	福祉兼家族風呂 1.125立方メートル
工事の着手予定年月日	許可後直ちに
工事の完成予定年月日	令和5年5月31日
使用開始の予定年月日	工事完成の翌日
特定施設の使用時間間隔	10:00~22:00
特定施設の1日当たりの使用時間	12時間
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし

浴槽排水

特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 6.0~8.0 最大 6.0~8.0
	生物化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 2.0 最大 3.0
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 2.0 最大 3.0
	浮遊物質（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 2 最大 3

窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 1.0 最大 2.0
りん含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 0.10 最大 0.20
大腸菌群数（単位 1立方センチメートルにつき個）	通常 検出されず 最大 検出されず
ノルマルヘキササン抽出物質含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 検出されず 最大 検出されず
ふっ素及びその化合物（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 検出されず 最大 検出されず
ノルマルヘキササン抽出物質含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 検出されず 最大 検出されず
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）	通常 1.2 最大 1.5

洗い場排水

特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 6.0~8.0 最大 6.0~8.0
	生物化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 50 最大 100
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 100 最大 120
	浮遊物質（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 120 最大 150
	窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 8.0 最大 10
	りん含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 2.0 最大 3.0
	大腸菌群数（単位 1立方センチメートルにつき個）	通常 無数 最大 無数

ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 3.0 最大 4.0
ふっ素及びその化合物 (単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 検出されず 最大 検出されず
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 検出されず 最大 検出されず
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 1.5 最大 2

ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 検出されず 最大 検出されず
ふっ素及びその化合物 (単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 検出されず 最大 検出されず
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 検出されず 最大 検出されず
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 2 最大 2.5

(2) 入浴施設No.4

特定施設の種別	水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号。以下「政令」という。)別表第1第66号の3 旅館業の用に供する施設 八 入浴施設
特定施設の能力	客室風呂4 0.858立方メートル 客室風呂6 0.858立方メートル
工事の着手予定年月日	許可後直ちに
工事の完成予定年月日	令和5年5月31日
使用開始の予定年月日	工事完成の翌日
特定施設の使用時間間隔	10:00~22:00
特定施設の1日当たりの使用時間	12時間
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし

洗い場排水

特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6.0~8.0 最大 6.0~8.0
	生物化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 50 最大 100
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 100 最大 120
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 120 最大 150
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 8.0 最大 10
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 2.0 最大 3.0
	大腸菌群数(単位 1立方センチメートルにつき個)	通常 無数 最大 無数
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 3.0 最大 4.0
	ふっ素及びその化合物(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 検出されず 最大 検出されず
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 検出されず 最大 検出されず
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 3 最大 4	

浴槽排水

特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6.0~8.0 最大 6.0~8.0
	生物化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 2.0 最大 3.0
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 2.0 最大 3.0
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 2 最大 3
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1.0 最大 2.0
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.10 最大 0.20
	大腸菌群数(単位 1立方センチメートルにつき個)	通常 検出されず 最大 検出されず

(3) ちゆう房施設

特定施設の種類	水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号。以下「政令」という。)別表第1第66号の3 旅館業の用に供する施設イ ちゆう房施設	
特定施設の能力	-	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	令和5年5月31日	
使用開始の予定年月日	工事完成の翌日	
特定施設の使用時間間隔	10:00~22:00	
特定施設の1日当たりの使用時間	12時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6.0~8.0 最大 6.0~8.0
	生物化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 280 最大 400
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 140 最大 200
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 175 最大 250
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 28 最大 40
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 1.4 最大 2
	大腸菌群数(単位1立方センチメートルにつき個)	通常 検出されず 最大 100
	ノルマルヘキササン抽出物質含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 70 最大 100
	ふっ素及びその化合物(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 検出されず 最大 検出されず
	ノルマルヘキササン抽出物質含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 検出されず 最大 検出されず
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 4 最大 6	

4 汚水等の処理施設に関する事項

設置年月日	平成19年7月31日		
処理施設の種類	合併処理浄化槽		
処理施設の型式	FN2F型		
処理施設の構造	FRP製		
処理施設の主要寸法(単位メートル)	縦 13.3メートル 横 5.3メートル 高さ 3.44メートル		
処理施設の能力	320人槽 1日当たり79立方メートル		
汚水等の処理の方式	凝集剤添加膜分離活性汚泥方式		
処理施設の使用時間間隔	連続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	なし		
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項目	処理前	処理後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6.0~8.0 最大 5.8~8.6	通常 6.0~8.0 最大 5.8~8.6
	生物化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 92 最大 115	通常 8.0 最大 10
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 160 最大 200	通常 8.0 最大 10
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 160 最大 200	通常 4 最大 5
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 32 最大 40	通常 12 最大 15
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 3.2 最大 4.0	通常 0.8 最大 1.0
	大腸菌群数(単位1立方センチメートルにつき個)	通常 無数 最大 無数	通常 0 最大 3,000
	ノルマルヘキササン抽出物質含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 3.4 最大 5.0	通常 2.7 最大 4.0
	ふっ素及びその化合物(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 検出されず 最大 検出されず	通常 検出されず 最大 検出されず
	ノルマルヘキササン抽出物質含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 検出されず 最大 検出されず	通常 検出されず 最大 検出されず

汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 63 最大 79	通常 63 最大 79
----------------------------	----------------	----------------

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

No.1排水口

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6.0~8.0 最大 5.8~8.6
	生物化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 4.6 最大 10.0
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 4.6 最大 10.0
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 3 最大 5
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 5.8 最大 15
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 0.41 最大 1.0
	大腸菌群数(単位1立方センチメートルにつき個)	通常 0 最大 3,000以下
	ノルマルヘキサノ抽出物質含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 1.2 最大 4.0
	ふっ素及びその化合物(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 検出されず 最大 検出されず
	ノルマルヘキサノ抽出物質含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 検出されず 最大 検出されず
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 146 最大 225.5	

備考 汚水等の処理施設からの排水のほか、浴槽排水を排出する。このほかに、雨水専用排水口として、No.2、No.3排水口がある。

○愛媛県告示第924号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号。以下「法」という。)第8条第1項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があった。

なお、法第8条第3項において準用する法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県八幡浜保健所及び伊方町役場において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

令和4年8月30日

愛媛県八幡浜保健所長 竹内 豊

- 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名
伊方町長 高門 清彦
西宇和郡伊方町湊浦1993番地1
- 事業場の名称及び所在地
伊方町健康交流施設 亀ヶ池温泉
西宇和郡伊方町二見甲1289番地及び甲1310番地1
- 特定施設の種類
水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号。)別表第1第66号の3 旅館業の用に供する施設
イ ちゆう房施設
ロ 洗濯施設
ハ 入浴施設
- 変更しようとする事項の内容
特定施設の新規設置及び既存特定施設の廃止、特定施設の使用の方法、汚水等の処理の方法、排水の汚染状態及び量、排水の排出系統別の汚染状態及び量並びに用水及び排水の系統
- 特定施設に関する事項
(1) 入浴施設 No.3
備考 廃止する。
(2) 入浴施設 No.4
備考 廃止する。
- 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量
No.1排水口

汚水等の汚染状態の値	項 目	変 更 前	変 更 後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6.0~8.0 最大 5.8~8.6	通常 6.0~8.0 最大 5.8~8.6
	生物化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 4.6 最大 10.0	通常 4.6 最大 10.0
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 4.6 最大 10.0	通常 4.6 最大 10.0
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 3 最大 5	通常 3 最大 5
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 5.8 最大 15	通常 5.8 最大 15
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 0.41 最大 1.0	通常 0.41 最大 1.0
	大腸菌群数(単位1立方センチメートルにつき個)	通常 0 最大 3,000以下	通常 0 最大 3,000以下
	ノルマルヘキサノ抽出物質含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 1.2 最大 4.0	通常 1.2 最大 4.0

ふっ素及びその化合物 (単位 1 リットルにつきミリグラム)	通常 検出されず	通常 検出されず
	最大 検出されず	最大 検出されず
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (単位 1 リットルにつきミリグラム)	通常 検出されず	通常 検出されず
	最大 検出されず	最大 検出されず

汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 158	通常 146
	最大 230	最大 225.5

○愛媛県告示第925号

道路法（昭和27年法律180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和4年8月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	宇和野村線	西予市宇和町明間1063番1から 同町明間3071番2地先まで	旧	メートル 16.5~21.1	キロメートル 0.051	
		西予市宇和町明間1063番1から 同町明間3071番2地先まで	新	16.5~22.9	0.051	

○愛媛県告示第926号

道路法（昭和27年法律180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和4年8月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	宇和野村線	西予市宇和町明間1063番1から 同町明間3071番2地先まで	令和4年8月30日